

# 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会

## 学会賞表彰マニュアル

平成 25 年 11 月 25 日 制定

### (総則)

第 1 条 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会（以下、本学会）表彰規程第 3 条の定めに基づき、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会における学会賞の詳細を定める。

### (目的)

第 2 条 本学会の定款 3 条に定める目的の達成を図るために学会賞を選定、授与するための手続きを定める。

### (表彰の対象となる行為)

第 3 条 学会賞は、プロジェクトマネジメントの基礎及び応用研究ならびに技術の進歩発展に顕著な業績をあげた者に授与する。

2 本会の発展に顕著に貢献した個人（正会員）を顕彰する。

3 顕彰の対象およびその実施組織の目的、行為が公序良俗に反しないことを事実によって開示できない場合は、これを表彰しない。

### (審査組織)

第 4 条 学会賞の審査組織には以下を置く。

(1) 本学会の常設委員会たる表彰委員会の委員長は、学会賞の審査に関する以下の手続きを含む全ての事務手続きを統括する。

1) 学会賞の審査指針を作成する。

2) 理事および代議員へ推薦依頼を行う。

3) 理事および代議員からの選定結果に基づき、理事会承認の取得、表彰を行う。

(2) 表彰委員会より選定された推薦人（理事および代議員）は下記を実施する。

1) 審査指針に基づく受賞対象者の選定および表彰委員会への選定結果報告

### (審査指針)

第 5 条 表彰委員会より推薦を受けた審査者（理事および代議員）は、下記学会賞審査指針に基づき、対象者の選定、推薦を行う。

#### 【学会賞審査指針】

・プロジェクト/プログラム/ポートフォリオマネジメントの基礎及び応用研究ならびに技術の進歩発展に顕著な業績をあげた者（正会員）

・対象となる業績は、プロジェクト/プログラム/ポートフォリオマネジメントの基礎、応用研究ならびに技術の進歩発展に貢献した業績

### (審査および表彰)

第 6 条 審査は毎年 11 月に開始し、表彰は翌年 3 月の研究発表大会で行なう。

2 受賞の事実を証す書面は、学会長、表彰委員会委員長の 2 名の連署により発行する。

(守秘義務)

第7条 学会賞の審査に係わる者は、当該受審者または受審団体の許可無くその申請の事実、審査の過程で知り得たことを口外してはならない。

附則

1. 平成25年11月25日 神田雄一 表彰委員会委員長 制定